

・この通知書は、毎年6月上旬に納税義務者あてに送付します。

・金融機関、コンビニ、市役所窓口にて納付書で納付される方に通知する様式です。

※上記の方で公的年金からの特別徴収がある方もこの様式となります。

**市民税・県民税・森林環境税税額決定兼納税通知書**

市民税・県民税・森林環境税額を下記のとおり決定しましたので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。

納税義務者	
世帯番号	通知番号
年金の種類	公的年金から特別徴収する年金の種類
支払者名称	
法人番号	

④普通徴収納付税額  
(税額に記載のある方は同封の納付書で納めてください。)

期別	税額(円)	納期限
分		
分	普通徴収税額のうち期別ごとの税額と納期限	
分		
分		

⑦公的年金からの特別徴収税額  
(年金支払時に年金支払者が徴収)

徴収月	税額(円)
4月	
6月	
8月	
10月	
12月	
2月	

公的年金から特別徴収される税額

翌年度	仮徴収額(円)
4月	
6月	
8月	

※公的年金特別徴収対象者のみ

納付場所

香川県東かがわ市役所 会計課、引田支所、大内支所  
市税徴収金融機関 指定金融機関 香川百十四銀行 香川県農業協同組合、備香川銀行 指定代理金融機関 関中国銀行、香川県信用組合、四国労働金庫 収納代理金融機関 高松信用金庫、西日本信用漁業協同組合連合会

お問合せ先

次年度のうち、仮徴収期間である4月、6月、8月に年金から仮徴収される税額です。  
仮徴収とは、次年度の税額が決定される間に、仮に徴収される税額です。税額が決定したら、10月、12月、2月の本徴収する税額で調整します。

通知番号		所得金額		所得控除額		総所得		④市民税	⑤県民税	【市民税税額控除】	
総合課税所得の内訳	給与収入金額	総合課税所得	雑損控除	所得控除	山林所得	③課税標準額に税率を乗じた額			⑥項目 控除額		
	給与所得(所得金額超過控除後)		医療費控除		分離短期譲渡所得		税額控除額は右欄参照				
	営業等所得		小規模企業共済		分離長期譲渡所得		税額控除後の所得割額				
	農業所得		社会保険料控除		株式等譲渡所得						
	不動産所得		社会保険料控除		上場株式等の配当等所得						
	利子所得		生命保険料控除		先物取引所得						
	配当所得		地震保険料控除		特例肉用牛所得						
	公的収入金額		障・寡・ひ・勤		⑧税額控除額						
	年金等所得金額		配偶者控除		⑦所得割額						
	業務所得		配偶者特別控除		⑨均等割額						
その他雑所得	扶養控除										
短期・長期一時所得	基礎控除										
損失の繰越控除額	②所得控除計										
総所得金額	③課税標準額										
山林所得	総所得										
分離短期譲渡所得	山林所得										
①分離長期譲渡所得	山林所得	(所得-所得控除)で算出した金額の千円未満を切捨てた額									
株式等譲渡所得	分離短期譲渡所得										
上場株式等の配当等所得	分離長期譲渡所得										
先物取引所得	株式等譲渡所得										
特例肉用牛所得	上場株式等の配当等所得										
	先物取引所得										
	特例肉用牛所得										
	⑨森林環境税額										
	⑩年税額										
	⑦給与特別徴収税額										
	⑧年金特別徴収税額										
	普通徴収税額										
	控除不足額										
	④普通徴収納付税額										
	還付額										

※「市民税・県民税・森林環境税について」・「控除の種類」は裏面に記載されています。「市民税・県民税」を総じて「住民税」といいます。

【年税額】  
今年度1年間の市・県民税と森林環境税の合計額

【給与特別徴収税額】  
年税額のうち、給与から天引きされる税額

【年金特別徴収税額】  
年税額のうち、年金から天引きされる税額

【普通徴収税額】  
年税額から特別徴収税額を差引いた額・・・金融機関等で納付していただく額